

ゆめづくり塾 塾長募集

皆さんが住むこのまち「播磨町」がこんなまちであつたら…あんなまちにしたいなどの思いはありませんか？
そんな思いを塾のテーマとして、あなたがリーダー「塾長」となつて夢のあるまちづくりにチャレンジしてみませんか。

▼問合せ 企画グループ ☎079(435)0356

播磨ゆめづくり塾とは

播磨ゆめづくり塾とは、まちづくりに関するテーマをもとに、住民の皆さん自らが研究・活動・提言などをしていただくことで、地域で活動するリーダーを育成するための事業であり、自由な発想と多くの人との交流を通して皆さんが自らの運営により研究・活動し、成果をまとめていただく「まちづくりプロジェクト」です。ゆめづくり塾を卒業された方の中から、NPO法人や各種のボランティアグループで活躍されている方を輩出しています。

塾の活動は、運営委員会の選考により採択されたテーマの応募者を「塾長」とし、その「塾長」が中心となつて、公募した「塾生」と共に自主的な運営により活動を進めていただきます。

▼応募資格 町内在住または在勤の人
▼活動期間 平成23年3月末まで
▼塾のテーマ
①子育て支援活動
②自然環境保全・回復活動
③特産品の開発・研究
④その他播磨町のまちづくりに関すること
▼応募方法 企画グループ、中央公民館及び各コミセンにある応募用紙に必要事項を記入し、企画グループ内「播磨ゆめづくり塾事務局」へ提出してください。また、町ホームページからも応募用紙をダウンロードできますので、ご利用ください。

▼応募期限 4月15日(休)必着
▼塾の選定 運営委員会による審査の上、決定します。提案者には、詳しい内容などをお聞きします
▼選定要件
・活動の中心が播磨町内であること
・塾活動の核になる者が5人程度いること
・多くの塾生や参加者を獲得できる見込みがあること
・活動を計画的に展開していくためのビジョンがあること
・具体的な成果が得られるもので、その効果が地域に還元されることが期待される活動であること(単なる交流を目的とした活動、イベント中心の活動は対象となりません)
▼その他
・各塾には、予算の範囲内において、活動資金として研究委託料(限度額あり)をお渡しします。
・同種のテーマによる申し込みがあつた場合は、活動を共催、または分担していただくことがあります。

4月から『子ども手当制度』がはじまります

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもを対象に、4月から一人につき月額1万3千円を支給します。

子ども手当とは

平成7年4月2日以降に生まれた子どもを養育されている方に支給する手当です。所得制限はありません。支給月は、6月、10月、2月。前月分までの手当が支給されます。

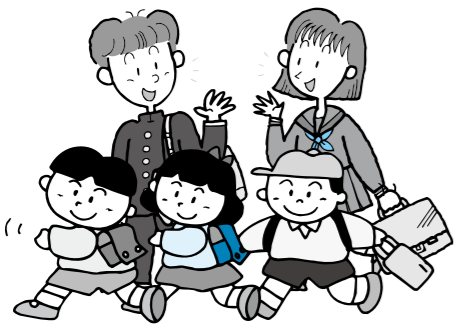
①児童手当を受給している方(3月末現在)

自動的に子ども手当の受給者となるため手続きは不要です。4月下旬に認定通知を送付します。

ただし、3月末現在で中学1、2年生の子どもも養育している方は、増額請求が必要となります(③を参照)

②児童手当を受給していない方(3月末現在)

子ども手当の認定請求が必要です。該当される方に、4月下旬に個人通知をします。



③児童手当を受給しており、かつ中学1、2年の子どもも養育している方(3月末現在)
平成7年4月2日～9年4月1日生まれの中学生の子どもが新たに、支給対象となるため、増額請求が必要となります。該当される方に、4月下旬に個人通知をします。

▼提出期限 5月21日(金)(郵送必着)
▼手当の支給 6月10日(木)に、4、5月分を支給します
▼請求先 福祉グループの窓口または郵送で、請求手続きを受け付けます
※4月1日以降に出生、転入した方は、15日以内に手続きが必要です。
※公務員は、勤務先で手続きをしてください。

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

平成21年度活動実績

活力あるハリマ創り塾

地域で環境問題の啓発を行い、団塊の世代の活躍できる場として、温暖化防止に貢献できる取り組みを進めてきました。



ふれあいエコアップ塾

環境問題を焦点に、小学校とも連携し、住民主導の社会教育事業を実施するとともに、父親の子育てのあり方について学びました。



心そだち場楽習塾

夫婦間、親子間、家族間など人と人の間にある「愛」について考え、子育てをする親が親としての生き方について学んできました。



心と体のセルフケア塾

知らず知らず心と体に蓄積されたストレスに早めに気づき、心身ともにリフレッシュする方法、コミュニケーションをうまくとる方法をみんなで楽しみながら学んできました。



4月1日から新たに こども医療費助成制度を 創設します

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581

平成22年4月から、心身・体力などで節目となる前青年期から思春期に至る10歳から15歳を対象に、子育て世代が安心して子育てできるよう、精神的・経済的負担の大きい入院医療を対象とする新たな「こども医療費助成制度」を創設します。
※ほかの公費負担医療の給付を受けられる場合については、こども医療費の対象となりません。
※通院はこども医療費の対象となりません。

▼手続き 医療費の助成を受けるには、医療機関の窓口で医療保険の自己負担(3割負担)をお支払いいただき、その後保険年金グループへ申請書を提出してください。
▼必要書類 ①領収書 ②お子さんの健康保険証 ③保護者の金融機関口座番号(医療費還付先口座) ④認印

▼対象 小学4年生から中学3年生までの児童・生徒
(9歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から、15歳に達する日以降の最初の3月31日を経過するまで)

区分	医療保険制度	こども医療費助成制度
自己負担(入院)	医療費の3割負担(限度額あり)	医療保険制度における自己負担額(3割負担)の1/3を助成 (長期入院の場合、4ヵ月目以降は自己負担額全額助成)
所得制限(扶養義務者)		町民税所得割税額23.5万円未満